

# 平成29年度

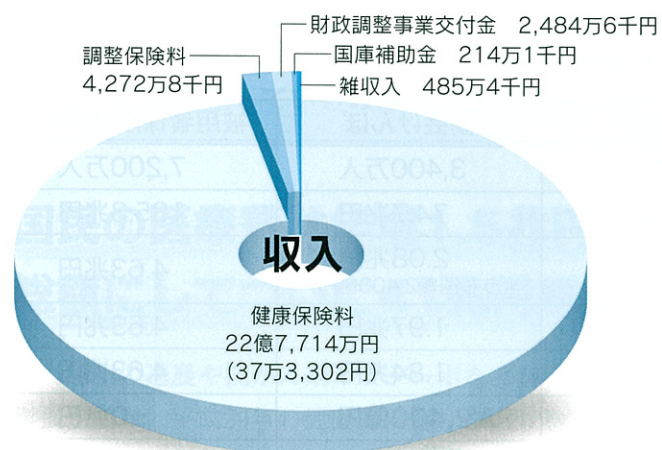
## 医療費の支払いと保健事業の拡充で、赤字予算に

平成29年度は、増加する医療費の支払いと保健事業の拡充で9,676万8千円の赤字予算となります。

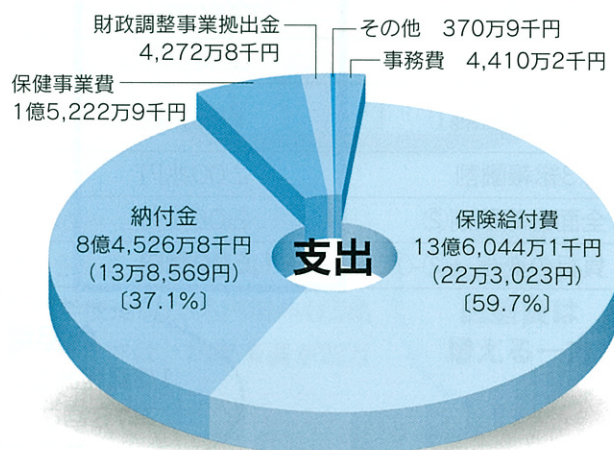
### 当健保組合のグラフで見る健康保険勘定

( ) は1人当たり額 [ ] は保険料に占める割合

年間平均被保険者数/人	6,100
平均標準報酬月額/円	332,241
標準賞与額/円	1,150,289
健康保険料率	7.264%
調整保険料率	0.136%
一般保険料率	7.400%



**収入**  
23億5,170万9千円(38万5,526円)

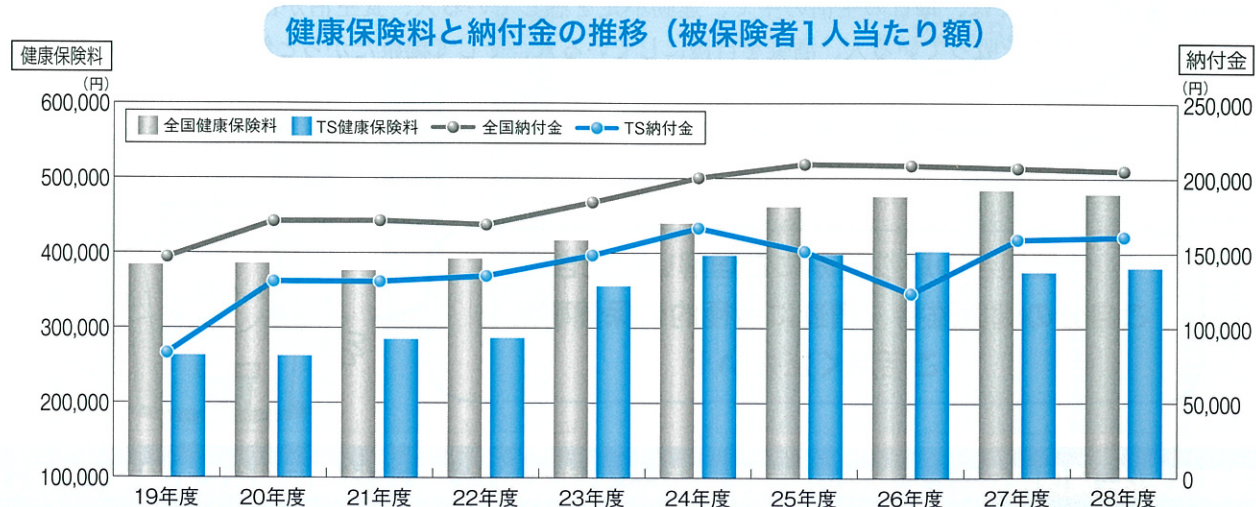


**支出**  
24億4,847万7千円(40万1,390円)

### 健康保険を取り巻く状況

平成20年度に実施された高齢者支援制度の見直しにより、支援のための納付金が2割を超える増加幅となりました。そのため、徴収する保険料も納付金の増加に対応し右肩上がりとなっています。

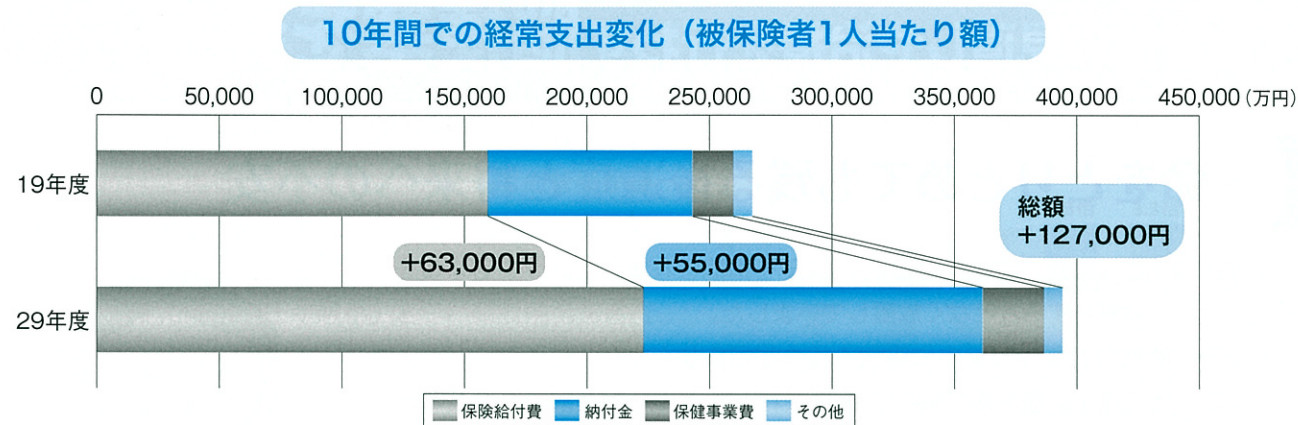
しかしながら、当健保組合においては、29年度は保険料率を据え置き、別途積立金を補てんしながら運営することとします。



### 当健保組合の財政変化

医療の高度先進化・人口の高齢化により、医療費の支払いである保険給付費と高齢者支援の納付金が大幅に増加しています。

当健保組合においても、10年前の1人当たりの支出額を比較すると保険給付費が約63,000円増、納付金が約55,000円増、経常支出総額で約127,000円も負担が増えています。



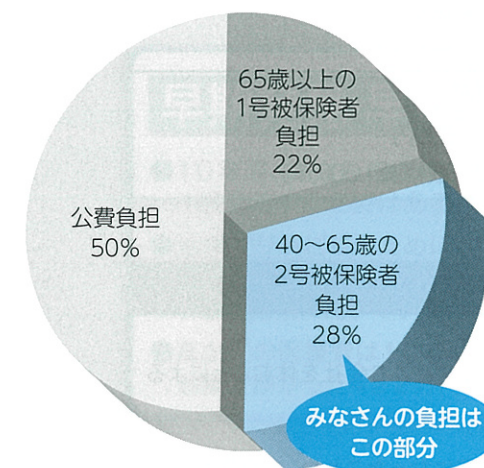
### 介護納付金計算方法が変わり、介護保険料の料率も変更となります

40歳以上の方から天引きしている介護保険料の料率が変更となります。

従来 1.3% → 変更後 1.6% (0.3%引き上げに)

昨年、消費税増税が延期され、増加し続ける介護費用を賄うために急遽、介護納付金を総報酬割りで徴収することが決まりました。この結果、標準報酬月額や賞与が高い企業健保の負担が増え、逆に協会けんぽは負担が減ることになります。

### 介護納付金の内訳



### 健保組合の介護保険料はどうやって決まるの？

必要とされる介護納付金は、半分が公費で賄われ、残り2分の1の22%を65歳以上の1号被保険者が負担、28%を40歳～65歳の2号被保険者が負担します。

従来 2号被保険者(40歳～65歳)が負担する介護納付金を2号被保険者の人数割りで負担

$$\frac{\text{2号被保険者全員が負担する介護納付金}}{\text{2号被保険者総人数}} \times \text{各健保組合に在籍する2号被保険者数}$$

29年度以降、健保組合等がその財政力に応じて負担することになります。

29年度は、年間の中で、4～7月までの4カ月分は人数割、残りの8月～翌3月分は総報酬割となります。

$$\text{総報酬割} = \frac{\text{2号被保険者全員が負担する介護納付金}}{\text{全健保組合の標準報酬総額}} \times \text{各健保組合の標準報酬総額}$$

標準報酬月額・標準賞与額の多い健保組合に負担が増える